

福島地方水道用水供給企業団業務の状況について(令和3年5月公表)

令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の概要をお知らせいたします。

記

令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 給水市町数 | 3市3町 |
| (2) 年間総給水量 | 39,153,391 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 107,270 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		4,411,145 千円
第1項 営業収益		3,526,766 千円
第2項 営業外収益		884,379 千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		4,440,502 千円
第1項 営業費用		4,023,310 千円
第2項 営業外費用		417,092 千円
第3項 予備費		100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,840,191千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,065千円及び過年度分損益勘定留保資金1,782,126千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		8,338 千円
第1項 負担金		8,338 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,848,529 千円
第1項 建設改良費		398,788 千円
第2項 企業債償還金		1,449,741 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設台帳デジタル化整備業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	水道施設台帳デジタル化整備業務委託仕様書に基づき算出した額

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 190,004 千円 |
| (2) 交際費 | 100 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、2,090千円と定める。